

遺言書作成上の注意

遺言書を作成する上で重要な民法の方式と、本制度上定められた様式について確認しましょう。

▶ 民法の方式とは

1 自書と押印

遺言書の全文、遺言の作成日付、遺言者氏名を、遺言者が自書し、押印します。

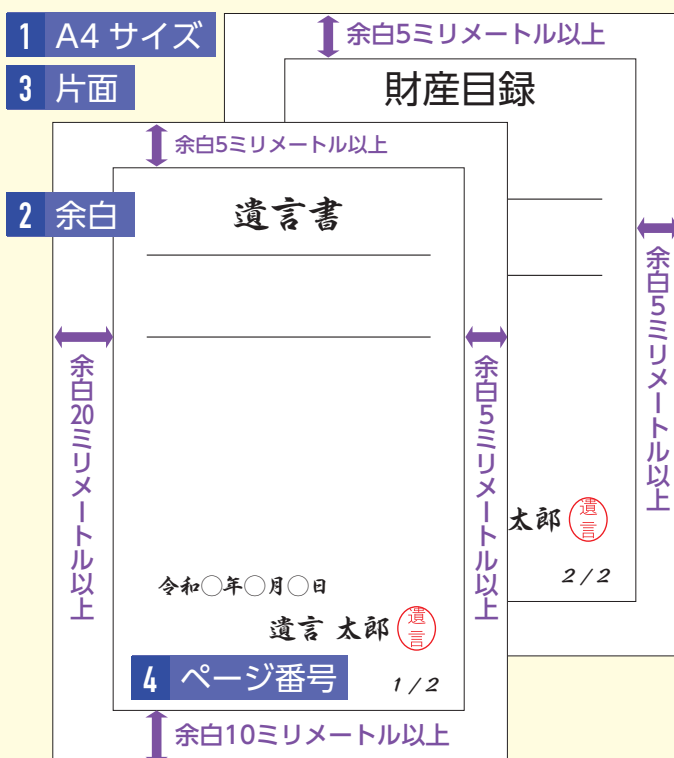
2 財産目録

財産目録は、自書でなく、パソコンを利用したり、通帳のコピー等の資料を添付する方法で作成することができますが、その場合は、その目録のすべてのページに署名押印が必要です。

3 加除変更

書き間違った場合の削除や、内容を書き足したときの追加（挿入）などの変更は、その場所が分かるように示した上で、変更した旨を付記して署名し、変更した箇所に押印します。▶P9 参照

▶ 本制度の様式とは



1 A4サイズ

上側 5ミリメートル以上
下側 10ミリメートル以上
左側 20ミリメートル以上
右側 5ミリメートル以上
の余白を確保する
(余白部分に何も記載しない)

3 片面のみに記載
(裏面に何も記載しない)

4 各ページにページ番号を記載
(1枚のときも1 / 1と記載)

5 複数ページでも、とじ合わせない
(封筒も不要)